

令和4年度 第3回 高知支部評議会

令和5年度支部事業計画（案）について

令和5年1月13日

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 令和5年度支部事業計画（案） | 2 |
| 第5期保険者機能強化アクションプランの概要（参考） | 17 |

令和5年度支部事業計画（案）

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | K P I (重要業績評価指標) |
|------------------------|--|---------------------|
| 基盤的 保険者 機能 関係 | <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。 <p>【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> | |

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | K P I (重要業績評価指標) |
|----------------------------------|---|---|
| <p>基盤的 保険者 機能 関係</p> | <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守することから、項目⑨に記載のとおり、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を徹底する。また、職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点で、郵送による申請を促進することから、オンライン資格確認が遅れている医療機関に対し、「限度額認定証セット」を適宜配付するほか、事業主や健康保険委員に定期的に送付している広報物で、すべての申請書が郵送で手続きできることを広報する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。 お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、全職員に対し研修等で周知を図る。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p> </div> | <p>① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする</p> |

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | K P I (重要業績評価指標) |
|------------------------|--|--|
| 基盤的 保険者 機能 関係 | <p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 <p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部から提供されるリストに基づき適正に処理を行う。また、資格取得から2か月以内の傷病手当金、出産手当金の請求について、重点的な審査を行う。 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化P T（支部内に設置）において事案の内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど厳正に対応する。 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。 不正事案については、厚生局へ情報提供を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする |

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | KPI (重要業績評価指標) |
|------------------------|--|---|
| 基盤的 保険者 機能 関係 | <p>⑤ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容点検については、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【困難度：高】 社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。 ※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 資格点検については、資格喪失後受診等に係る疑義レセプトについて点検を行い、返還請求等を確実に実施する。 外傷点検については、外傷性病名にかかるレセプトについて負傷原因の照会を行い、返還請求及び損害賠償請求等を確実に実施する。 | <p>①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする</p> <p>②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p> |

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | KPI (重要業績評価指標) |
|----------------------------------|---|--|
| <p>基盤的 保険者 機能 関係</p> | <p>⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【困難度：高】 電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出（※1）が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。また、レセプト振替サービス（※2）の拡充により、保険者間調整（※3）が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> </div> <p>※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> | <p>①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> |

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | K P I (重要業績評価指標) |
|--------------------|--|--------------------------------------|
| 基盤的 保険者 機能関係 | <p>⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への文書及び電話による勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については、支部で所在地調査を実施するほか、日本年金機構への文書照会により送達の徹底を行う。 <p>⑧ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。 <p>【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> | ・被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.2%以上とする |

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | K P I (重要業績評価指標) |
|------------------------|---|---------------------|
| 基盤的 保険者 機能 関係 | <p>⑨ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 受電体制及び窓口体制の全国標準化について、本部が作成する相談マニュアル（およびFAQ）に基づく対応を適切に実施し、相談業務の品質の向上を図る。 新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。 <p>【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> | |

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | KPI (重要業績評価指標) |
|------------------------|--|---|
| 戦略的 保険者 機能 関係 | <p>① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診の受診拡大に向け、健診推進経費を活用して健診機関と連携した受診勧奨を実施する。 特定健診のオプション健診を拡充し、魅力度アップを図り、健診受診率を向上させる。 健診機関と連携した健診受診環境の整備を行う。 <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：105,442人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診実施率 70.2%（実施見込者数：74,020人） 事業者健診データ取得率 10.2%（取得見込者数：10,755人） <p>■ 被扶養者（実施対象者数：23,421人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査実施率 28.7%（実施見込者数：6,721人） | <p>① 生活習慣病予防健診実施率を70.2%以上とする</p> <p>② 事業者健診データ取得率を10.2%以上とする</p> <p>③ 被扶養者の特定健診実施率を28.7%以上とする</p> |

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | K P I (重要業績評価指標) |
|------------------------|---|---|
| 戦略的 保険者 機能 関係 | <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、健診・保健指導カルテを活用して効果的・効率的な実施勧奨を実施する。 健診機関での健診当日の初回面談を推進する。 情報通信技術や専門機関を活用した保健指導を推進する。 <p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：17,294人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 37.6%（実施見込者数：6,503人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：631人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 19.7%（実施見込者数：124人） | <p>①被保険者の特定保健指導の実施率を37.6%以上とする</p> <p>②被扶養者の特定保健指導の実施率を19.7%以上とする</p> |

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | KPI (重要業績評価指標) |
|------------------------|--|---|
| 戦略的 保険者 機能 関係 | <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診機関での健診当日の医療機関受診勧奨を推進する。 壮年期の循環器疾患の重症化予防対策として、血圧・血糖に追加しLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> </div> <p>■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 750人</p> <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体（県、経済団体、保険会社等）との連携により「高知家」健康企業宣言事業所、及び健康経営優良法人認定事業所の拡大を図る。 「こうち健康企業プロジェクト」に参加し、高知県の顕彰制度である「高知家健康経営アワード」やセミナー開催、新聞紙面を利用した啓発等を通じて、健康経営の普及促進を図る。 事業所カルテを活用し、各事業所に健康課題を把握してもらう。 特定保健指導の実施率が低調な業種団体や未治療者の多い業種団体に対し、会報誌を活用した周知啓発等の協力依頼を行う。 未治療者の多い事業所を訪問し、特定保健指導の実施や要治療判定者等に対する受診勧奨等、コラボヘルスの推進について働き掛けを行う。 「高知家」健康企業宣言事業所における健康づくりのサポートとして、専門講師によるオンライン講座の開催や、糖化産物（AGEs）測定器の貸出を実施する。 高知家健康パスポート（高知県のアプリ）や高知市いきいきチャレンジ等を活用し、県や市町村との連携により、加入者への健康づくりを推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする 健康宣言事業所数を810事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数 |

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | K P I (重要業績評価指標) |
|------------------------|---|---|
| 戦略的 保険者 機能 関係 | <p>【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全支部共通資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。また、各種広報媒体（ホームページ、納入告知書同封チラシ、メールマガジン、高知県社会保険協会発行「社会保険こうち」等）により、健康保険制度や健康づくり等に関する情報をわかりやすく発信する。 ・ 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、様々な広報機会を活用し、広報を行う。 ・ テレビCMやYouTubeを利用し、上手な医療のかかり方に関する周知広報を行う。 ・ 経済団体と連携のうえ、広報誌を通じて健診や特定保健指導の実施等を働きかける。 ・ 社会保険事務講習会や職場の健康づくり応援研修会等、各種説明会を通じ、健康保険制度や健康づくり等に関する情報をわかりやすく発信する。 ・ 大規模事業所を中心に、電話や文書等により健康保険委員の委嘱勧奨を行う。 ・ 健康保険委員に対して、定期的な情報提供（研修会開催、広報誌発行、健康保険各種申請の手引き等の配付等）を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を58.8%以上とする |

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | KPI (重要業績評価指標) |
|------------------------|---|--|
| 戦略的 保険者 機能 関係 | <p>③ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関や調剤薬局に対して「見える化ツール」「医薬品実績リスト」等を活用し、ジェネリック医薬品への切り替え促進を図る。 お薬手帳ホルダーを作成し、調剤薬局を通じて加入者に配付することで、ジェネリック医薬品の使用促進を図るほか、医薬品の相互作用や重複服用等の解消、ひいてはポリファーマシーの防止に繋げる。 新生児のいる家庭に対し、ジェネリック医薬品や医療費に関する内容を含む総合的なパンフレットを送付する。 情報誌や交通広告のほか、テレビCMやYouTube等を利用した使用促進広報を実施する。 イベント会場での広報を通じて、加入者を含む県民に知識の啓発を行う。 ジェネリック医薬品軽減額通知サービスにあわせた、効果的な広報を実施する。 高知県後発医薬品安心使用促進協議会において、積極的に意見発信する。 本部から提供されるジェネリックカルテを活用し、実情を把握するとともに阻害要因の解消に繋げる。 <p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> | <p>・ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で80.0%以上とする （※） 医科、DPC、歯科、調剤</p> |

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | KPI (重要業績評価指標) |
|------------|--|--|
| 戦略的保険者機能関係 | <p>④ インセンティブ制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> インセンティブ制度について、丁寧な周知広報を行うとともに、加入者や事業主の行動変容に繋がるような働き掛けを行う。 <p>⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想調整会議等にて、医療データ等を活用した積極的な意見発信を行う。 <div data-bbox="285 489 1382 718" style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> </div> <p>⑥ 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化等に向けて、地域別や業態別の分析を行い公表する。 県との連携により、高血糖や糖尿病発症にかかるデータ分析を進め、分析結果に基づく効果的な事業を行う。 <div data-bbox="285 951 1382 1136" style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> </div> <div data-bbox="285 1160 1382 1346" style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;"> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p> </div> | <p>・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> |

令和5年度支部事業計画案（高知支部）

| 分野 | 具体的施策の設定 | K P I (重要業績評価指標) |
|-----------|---|--|
| 組織・運営体制関係 | <p>① O J Tを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ O J Tを中心とした人材育成に取り組む。 ・ 支部の課題や実情に応じた独自研修をおこなうほか、自己啓発に取り組むための支援として本部が幹旋する通信教育講座について、積極的な受講を勧奨する。 <p>② リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練を実施する。 <p>③ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必須6研修（ハラスメント研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、ビジネススキル研修）の実施を通じて、コンプライアンスの徹底を図る。 ・ 定期的又は随時にコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会を開催することにより、コンプライアンスの推進を図る。 <p>④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 | <p>・一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p> |

第5期保険者機能強化アクションプランの概要 (参考)

保険者機能強化アクションプラン（第5期）のコンセプト

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

（１）基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営【新】
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進
- 業務改革の推進【新】

（２）戦略的保険者機能関係

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上（健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用）
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立【新】
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など）【新】
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上【新】

<重症化予防の対策>

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施【新】

<コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など【新】
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討【新】
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討【新】

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
- 外部有識者を活用した調査研究の推進【新】

<インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し【新】

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進【新】

（３）組織・運営体制関係

- 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化【新】
- 内部統制の強化【新】
- 次期システム構想【新】

参考：保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクル

- 保険者機能強化アクションプラン（第5期）にKPIを設定するとともに、各年度の事業計画において、単年度ごとのKPIを設定し、毎年度KPIの達成状況を踏まえた改善を行う。

